

## 新成人のみなさん

# 国民年金の加入手続きをしましょう

日本国内に住所を有する20歳から60歳までの方は、国民年金（基礎年金）に加入する義務があります。自営業者、学生などは第1号被保険者に、サラリーマンや公務員は第2号被保険者に、第2号被保険者に扶養されている配偶者は第3号被保険者になります。

国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで重い障害が残ったり、18歳未満の子を残して父親が亡くなったたりしたときにも年金が支給されます。加入手続きは、第1号被保険者は役場住民課で、第3号被保険者は配偶者の勤務先などを經由して行います。第2号被保険者は厚生年金保険などの加入手続きに合わせて行いますので、個別の手続きは必要ありません。なお、学生である場合など、収入が少ないために納付ができない場合は、申請により保険料が免除される

制度があります。この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となつていくと、万一のときに障害年金が受け取れないなどの事態を招くことがありますのでご注意ください。

### ◆問い合わせ

住民課国保年金班  
☎ 1214

## 裁判員制度施行元年を迎えて ～裁判員の役割～

今年5月21日から裁判員制度が始まります。裁判員候補者名簿に記載され、「通知書」が届いた方もいます。「裁判員って何をするのだろうか?」と思っている方もいるのではないのでしょうか。そこで「裁判員の役割」をお伝えします。

裁判員の役割は大きく3つに分けられます

### 1 法廷での審理に立ち会うこと

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に刑事裁判の法廷に立ち会います。法廷では証人や被告人に対する質問などが行われ、裁判員から証人等に質問することもできます。証拠として提出された物や書類も取り調べます。

### 2 評議、評決を行うこと

証拠をすべて調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどのような刑にすべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定（評決）します。

議論を尽くしても、全員の意見が一致しない場合、評決は多数決により行われます。

有罪か無罪か、有罪の場合にどのような刑にするかについての裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持ちます。

### 3 判決の宣告に立ち会うこと

判決の内容が決まると、法廷で判決の宣告がされます。裁判員は、判決の宣告に立ち会い、裁判員としての仕事を終えます。

### 裁判員制度ウェブサイト

<http://www.saibanin.courts.go.jp>

## 地域セミナー「男女(とち)に 輝き自分らしく生きるために」

男女共同参画社会について考えるセミナーを開催  
と き 2月14日(土) 午後1時～4時  
と ころ 町民会館  
演 題・講師  
①「パートナーシップで築こう！魅力ある経営とは？」  
千葉県農山漁村いきいきアドバイザー  
指導農業士増田 伸子さん

②「笑いの道」 ～私の選んだ生き方とは～  
落語家 春風亭鹿の子さん

参加費 無料

募集人数 先着100名

申込方法 電話またはメール

申込締切 2月6日(金)

◆申込・問い合わせ

ちば県民共生センター ☎ 043(252)8036  
kenkyousei@nz.pref.chiba.lg.jp  
企画財政課企画調整班 ☎ 1218

## 「架空請求」や「振り込め詐欺」 の被害にあわないために

すぐに振り込まない  
一人で振り込まない  
振り込む前に必ず警察に相談する(匿名でOK!!)

不審な電話での振り込み、ハガキ・手紙・メールなどの架空請求による詐欺事件が町内でもおきています。お金を振込ませる不審な電話や請求があったら、すぐに答えたり行動したりしないよう注意しましょう。

## ◆地域安全ニュース◆

「110番は社会の安全を守る緊急電話です!」

県内で110番をかける時、千葉市内の千葉県警察本部通信司令室につながります。通報を聞きながら、同時に警察署やパトカーなどに無線で手配をしていますので落ち着いてお話しください。

なお、急ぎでない警察へのご相談・問い合わせは山武警察署へお願いします。

### ◆問い合わせ

山武警察署  
☎ 0475(82)0110